

報 道 資 料

平成 22 年 2 月 8 日
総 務 部 総 務 課
水島、原田（内線 2343、2344）

奈良県情報公開審査会の第 123 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 131 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県教育委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申 日：平成 22 年 2 月 5 日
- ◎ 実 施 機 関：教育委員会事務局教職員課
- ◎ 開 示 請 求 内 容：県に所属する職員に支払われる通勤手当と住居手当について
 - ア 通勤手当について
 - イ 住居手当について
 - ウ やむをえない理由により、住所地と居住地が異なった場合、住居手当と通勤手当の支給の取り扱いについて
 - エ 取り消しや遡及して返還を命じる場合の具体的な例
 - オ 上記の場合、当該者へ周知する書類
 - カ 同じく上記のことに對して不服を申し立てをするための書類とその方法の周知
 - キ 当該職員が退職するとき、退職金より差し引くことに関しての関係法令（条例・規則を含む法的根拠）
 - ク オ及びカの周知日から実施日までの経過期間（日数）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：ア やむをえない理由により、住所地と居住地が異なった場合、通勤手当の支給の取り扱いについて
 - イ 取り消しや遡及して返還を命じる場合の具体的な例
 - ウ 取り消しや遡及して返還を命じる場合、当該者へ周知する書類
 - エ 取り消しや遡及して返還を命じたことに對し、不服を申し立てをするための書類とその方法の周知
 - オ 取り消しや遡及して返還を命じる場合及びそのことに對する不服申立方法の周知日から実施日までの経過期間（日数）
 - 不 開 示 理 由：不存在
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：
 - 行政文書の不存在について

異議申立人は、次の情報について、開示を求めるのに対し、実施機関は、当該文書は作成及び取得をしていないため不存在であると主張しているのを、以下検討する。

- 「ア 取り消しや遡及して返還を命じる場合当該者へ周知する書類」
- 「イ アに對し、不服を申し立てをするための書類」
- 「ウ イに對するその期間を周知した書類」

(1) 「ア 取り消しや遡及して返還を命じる場合当該者へ周知する書類」について

異議申立人は、「取り消しや遡及して返還を命じる場合当該者へ周知する書類」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書は作成及び取得をしていないため不存在であると主張しているのを、以下検討する。

実施機関は、異議申立人が言う「取り消しや遡及して返還を命じる場合」というのは、通勤手当及び住居手当の手当額を変更すべき事実が生じた日の翌月又は当月から手当額を改定したときに、既に支給済みの手当額があったため、正しい手当額との差額を返還させる場合のことであり、取消しの処分を行うものではなく、諸手当の減額改定による減額支給をする際にも、そのことについて当該職員に周知をしなければならぬ理由はないことから、当該文書は作成及び取得をしていないため不存在であると主張している。

これに対し、異議申立人は、意見書において「行政処分であろうが行政処分が無かろうが、どの組織からも何の通知はなく、一方的に退職金から天引きする通知が来、天引きしたものである。このため、情報公開なり、個人情報公開なりを求めたものであるが、一切その情報が存在しないということは、理解できない。」と主張している。

たしかに、実施機関が主張するように、手当額が改定されたときに既に支給済みの手当額と正しい手当額との差額を返還させることは、一般的には、行政処分とはいえない。しかし、返還させることが行政処分でないからといって、職員に周知するための文書を作成しなくてもよいとはいえない。すると、返還させることが行政処分でないということは、文書が存在しないという理由の説明にはならない。

この点に関して、実施機関の説明によると、既に支給済みの手当額と正しい手当額との差額を返還させる場合は、一般的には、職員に対する説明については口頭で行い、職員に交付する文書については返還すべき差額を支払うための納入通知書等を渡すだけであるので、職員に周知するための文書を必ず作成するという事務手続上の取扱いにはしていないとのことである。そのため、「取り消しや遡及して返還を命じる場合当該者へ周知する書類」は不存在であるとのことである。また、過払いとなった手当額の返還を職員に求める場合に、周知するための文書を作成し、当該職員に交付しなければならないとする根拠規定は存在しない。

そうすると、実施機関が当該文書の作成及び取得をしていないことに、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする実施機関の説明は、結論において、是認できると判断する。

(2) 「イ アに対し、不服を申し立てをするための書類」について

異議申立人は、「アに対し、不服を申し立てをするための書類」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書は作成及び取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関の説明によると、(1)の理由のとおり、「取り消しや遡及して返還を命じる場合当該者へ周知する書類」については、当該文書の作成及び取得をしていないことから、「アに対し、不服を申し立てをするための書類」についても、作成及び取得をしていないため存在しないとのことである。

そうすると、当該文書の作成及び取得をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

(3) 「ウ イに対するその期間を周知した書類」について

異議申立人は、「イに対するその期間を周知した書類」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書は作成及び取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関の説明によると、「アに対し、不服を申し立てをするための書類」については、当該文書の作成及び取得をしていないことから、「イに対するその期間を周知した書類」についても、当該文書の作成及び取得をしていないため存在しないとのことである。

そうすると、当該文書の作成及び取得をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

2 事案の経緯

(1) 開示請求	平成21年	5月25日		
(2) 決定	平成21年	6月8日	付けで一部開示決定	
(3) 異議申立て	平成21年	8月3日		
(4) 諮問	平成21年	8月17日		
(5) 経過	平成21年	11月20日	第136回審査会	審議
	平成21年	12月17日	第137回審査会	審議
	平成22年	1月28日	第138回審査会	審議